

建築基準法第43条第2項第1号の規定に関する認定基準

制定 平成30年10月25日決裁

改正 令和5年12月13日決裁

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条第2項第1号の規定に基づき、同条第1項の規定を適用しないと特定行政庁が認める場合について、下記のとおり認定基準を定め運用するものとする。

記

第1 対象建築物

認定の対象となる建築物は、その敷地が幅員4メートル以上の道（避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合するもの）に2メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

第2 避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準

避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合する道は、次の（1）又は（2）のいずれかに掲げるものとする。

（1） 規則第10条の3第1項第1号

農道その他これに類する公共の用に供する道であること

農道その他これに類する公共の用に供する道は、次のいずれかに掲げるものとする。

ア 土地改良法による農道

イ 河川等の管理用の道

ウ 法第42条第1項第4号に掲げる事業計画の区域内の道

エ 水路敷が道路状に整備された道

（2） 規則第10条の3第1項第2号

令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合する道であること

令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合する道は、位置指定道路の基準に適合するものとする。

第3 特定行政庁の認定事項

特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものとは、以下の基準を満たすものとする。

- (1) 敷地は、当該道に避難上有効に2メートル以上接しているもの。
- (2) 当該道は、将来にわたって安定的に維持管理されるもの。
- (3) 建築計画は、特定行政庁があらかじめ、法で定める防火及び衛生に関する規定に適合することが確認でき、かつ、建築士法（昭和25年法律第202号）第3条から第3条の3までに規定する建築物の工事は、それぞれ当該規定に基づき建築士が工事監理することが明確になっているもの。
- (4) 当該道を法第42条に規定する道路とみなした場合においても、法及び埼玉県建築基準法施行条例の規定に適合するもの。